

業 務 仕 様 書

1. 業務名

釧路市役所防災庁舎免震装置 10 年点検業務委託

2. 実施場所

釧路市役所防災庁舎

3. 業務内容

設計図書の免震工事特記仕様書（一般社団法人日本免震構造協会編「免震建物の維持管理基準」に準拠して作成された維持管理要領）に基づき建物竣工後 10 年ごとに実施する、免震装置の定期点検である。なお、免震工事特記仕様書は釧路市役所ホームページに掲載する。

（1）対象設備

ア. 免震部材（積層ゴム）

呼称	メーカー	ゴム外径	内部ゴム	内部鋼板	数量
NC070G4 (天然ゴム系 積層ゴム)	(株)ブリヂス トン	φ 700	4.7mm×30 層	3.1mm×29 層	8 基
LC070G4G (鉛プラグ入 積層ゴム)	(株)ブリヂス トン	φ 700	4.7mm×30 層	3.1mm×29 層	24 基
				計	32 基

※積層ゴムは、このうち 4 基の抜き取り計測を行う。その際、耐火被覆の取り外し及び復旧を行うこと。

イ. 免震建物（設備配管・配線、変位計等免震層全体）

（2）作業内容（詳細については、設計図書及び一般社団法人日本免震構造協会編「免震建物の維持管理基準」に依ること。）

ア. 天然ゴム系積層ゴム支承の外観確認・計測

イ. 鉛プラグ入り積層ゴム支承の外観確認・計測

ウ. 回転機構付すべり支承の外観確認・計測

エ. 免震層外周部点検

オ. 建物位置の測定

カ. 免震層内点検

キ. 建物外周部点検

ク. 設備配管・配線可撓部点検

4. 疑義

仕様書その他に関する疑義の点は、予め契約前に明確にしておくものとし、契約後疑義を生じた場合は、釧路市（以下、「甲」という。）の指示に従わなければならない。

5. 実施の原則

- （１）本業務は、契約書及び仕様書に基づいて、誠実に実施しなければならない。
- （２）業務の実施にあたっては、関係する諸法令を遵守し、受託業者（以下、「乙」という。）の負担と責任において行うものとする。
- （３）点検業務実施の結果、機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、直ちに甲に報告し、協議の上、所要の措置を行うものとする。

6. 受託者負担

- （１）軽微な事項で仕様書になくとも、業務上欠くことができない材料・機器及び作業費用
- （２）軽微な事項で業務上障害となる物の撤去及び後片付けに要する費用
- （３）完成図書・写真等に要する費用
- （４）軽微な事項で、業務中の危険防止に要する費用

7. 損害賠償

構造物又は機器に損害等を与えた場合は、速やかに甲に連絡して指示を受けるとともに、乙の責任において復旧するものとする。

8. 現場管理

作業中は、障害、火災その他事故発生を未然に防止することはもちろん、労働基準法及び関係法規等を守り、円滑に点検整備を行わなければならない。万一、事故を起こした場合は乙の責任において処理すること。

9. 作業員

- （１）乙は十分な技術・経験を有する者を派遣し、秩序正しく作業をしなければならない。
- （２）乙が派遣した者が著しく不適当と認められた場合、乙は契約解除事由に相当すると認識し、誠意をもって対応するものとする。

10. 後片付け

- （１）工具の置き忘れ、残材の未処理等は、機器の二次的な事故の原因となるので最終確認を十分行うこと。

(2) 作業箇所の清掃、後片付けを十分行うこと。

11. 書類の提出

乙は、業務終了後に報告書を作成し、甲に提出すること。

12. その他

この仕様書に記載のない事項は、法令等によるほか、甲乙協議して決定する。